

(その1)

# 収支報告書

令和4年分  
開催分

(ふりがな) しずかこうえんかい  
1 政治団体の名称 しずか後援会 /

2 主たる事務所の所在地 秋田市御野場1-1-9 /

3 代表者の氏名 寺田 静 /

4 会計責任者の氏名 桑原 愛

事務担当者の氏名

(電話) 桑原 愛  
018-853-9226

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 寺田 静	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 寺田 静	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資36

資金管理団体の指定の期間	
令和4年 1月 1日 から	
令和4年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和4年 1月 1日 から	
令和4年 12月 31日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	12,604,548
(前年からの繰越額)	3,480,810
(本年の収入額)	9,123,738
支 出 総 額	7,325,234
翌年への繰越額	5,279,314

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	150,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	8,819,694	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	8,969,694	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	8,969,694	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	140,000	R4. 11. 17 ささゆりこ後援会に事務所無償提供
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	140,000	
	1件10万円未満のもの	14,044	
	合 計	154,044	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	渋谷正敏 /	100,000	R4/5/11	にかほ市象潟町字三丁目塩越141-5 /	会社役員	
2	朝倉克己 /	10,000	R4/5/29 /	大阪府大阪市中央区谷町8-1-52 /	税理士	
3	朝倉克己 /	10,000	R4/10/31 /	大阪府大阪市中央区谷町8-1-52 /	税理士	
4	(小計)	20,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	120,000				
	その他の寄附	30,000				
	合 計	150,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	立憲民主党秋田県総支部連合会	1,000,000	R4/5/30	秋田市御野場1-1-9	緑川貴士		
2	一麦会	3,900,000	R4/6/1	秋田市御野場1-1-9	寺田静		
3	一麦会	3,900,000	R4/12/1	秋田市御野場1-1-9	寺田静		
4	(小計)	7,800,000					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
	この頁の小計	8,800,000					
	その他の寄附	19,694					
	合 計	8,819,694					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	341,630		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	431,724	✓	
(4) 事 務 所 費	932,462	✓	
小 計	1,705,816	✓	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	613,446	✓	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,857,788	✓	0
ア 機関紙誌の発行事業費	4,788,328	✓	
イ 宣 伝 事 業 費	69,460	✓	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ 其 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	8,184	✓	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	140,000	✓	
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	5,619,418	✓	0
合 計	7,325,234	✓	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機利用代金	11,898	R4/1/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2	
2	封筒増刷代	157,300	R4/5/12	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
3	事務用品代	16,484	R4/6/8	株式会社清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	
4	名刺制作費	30,690	R4/10/4	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
5	事務用品代	10,550	R4/10/11	株式会社清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	
6	コピー機利用代金	12,430	R4/12/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2	
7	放送受信料	12,430	R4/2/28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
8	放送受信料	12,430	R4/8/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	264,212				
	そ の 他 の 支 出	167,512				
	合 計	431,724				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所賃料	123,750	R4/3/23	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
2	パーティションレンタル代	11,616	R4/6/13	ダスキンレントオール秋田ステーション	秋田市川尻若葉町1-41	
3	事務所賃料	123,750	R4/6/24	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
4	事務所賃料	123,750	R4/9/26	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
5	事務所賃料	123,750	R4/12/9	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
6	NTT電話代	14,823	R4/6/22	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
7	NTT電話代	11,202	R4/7/22	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
8	政治資金監査報酬	55,000	R4/5/10	吉川税理士事務所	秋田市南通築地6-34	
9	ウイルスバスター更新費	12,320	R4/6/9	トレンドマイクロ株式会社	東京都渋谷区代々木2-1-1	
10	火災保険料	21,320	R4/6/17	AIG保険株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-20	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	621,281				
	その他の支出	311,181				
	合 計	932,462				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	行事・会議費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会場費	21,780	R4/5/28	湯沢ロイヤルホテル	湯沢市田町2-2-38	
2	手話通訳経費	154,258	R4/6/28	一般社団法人秋田県聴力障害者協会	秋田市旭北栄町1-5	
3	会場費	28,210	R4/6/1	一般社団法人横手市観光協会	横手市中央町8-12	
4	会場費	15,620	R4/6/1	一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会	秋田市御所野地藏田3-1-1	
5	会場費	55,000	R4/6/17	ルネッサンスガーデンプラザ杉の子	大館市有浦1-7-55	
6	会場費	16,500	R4/7/1	感動鹿角パークホテル	鹿角市花輪字堰向30-1	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	291,368				
	その他の支出	99,635				
	合 計	391,003				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン代、ETC代	13,258	R4/6/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
2	ETC通行料	10,260	R4/8/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
3	ガソリン代	12,889	R4/10/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
4	飛行機差額代	19,404	R4/10/22	SABRE TRAVEL	Singapore239547	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	55,811				
	その他の支出	28,802				
	合 計	84,613				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	渉外費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	議連会費	12,000	R4/9/22	日本・カナダ友好議員連盟	東京都千代田区永田町2-2-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	12,000				
	その他の支出	125,830				
	合 計	137,830				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					制作費・印刷費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	国政報告紙制作費 /	2,076,114	R4/6/20	株式会社SeeVisions /	秋田市南通亀の町4-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,076,114				
	その他の支出	0				
	合計	2,076,114				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	発送費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	郵便代	176,156	R4/4/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	郵便代	113,084	R4/4/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	郵便代	14,994	R4/5/13	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	郵便代	12,126	R4/5/17	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	郵便代	13,160	R4/5/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	郵便代	10,926	R4/5/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
7	郵便代	33,112	R4/6/2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	郵便代	17,360	R4/6/7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
9	郵便代	96,084	R4/6/7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	郵便代	174,370	R4/6/8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	国政報告紙折込・配布費	2,050,842	R4/6/20	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,712,214				
	その他の支出	0				
	合 計	2,712,214				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広告費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	webサイト修正代	36,300	R4/5/12	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
2	サーバードメイン費	27,500	R4/5/18	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	63,800				
	その他の支出	5,660				
	合 計	69,460				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	8,184				
	合 計	8,184				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄附	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附	140,000	R4/11/17	ささゆりこ後援会	秋田県秋田市御野場1-1-9	事務所無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	140,000				
	その他の支出	0				
	合 計	140,000				



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 24日

政治団体の名称

しずか後援会

会計責任者の氏名

桑原

愛



代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

# 政治資金監査報告書

令和5年5月24日

し ず か 後 援 会  
代 表 寺 田 静 殿

登録政治資金監査人

吉川裕太

登 録 番 号

第 3 5 7 5 号

研 修 終 了 年 月 日

平成22年4月16日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、しずか後援会 代表 寺田静 の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、しずか後援会 代表 寺田静の主たる事務所において行った。
- ## 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。



- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

しずか後援会 代表 寺田静と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、しずか後援会 代表 寺田静と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上